

## 鎌倉市教育委員会 令和6年11月定例会会議録

○日時 令和6年(2024年)11月20日(水)

9時30分開会 11時8分閉会

○場所 鎌倉市役所第三分庁舎 講堂

○出席委員 高橋教育長、下平委員、朝比奈委員、長尾委員、林委員

○傍聴者 6人

○本日審議を行った案件

日程1 報告事項

(1) 教育長報告

(2) 部長報告

(3) 課長等報告

ア 令和5年度(2023年度)児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について

イ 令和6年度(2024年度)全国学力・学習状況調査の結果について

ウ 「令和2年(ワ)第4670号 鎌倉生涯学習センター耐震診断業務委託に係る損害賠償請求事件」判決への対応について

エ 行事予定

(令和6年(2024年)11月20日～令和6年(2024年)12月31日)

日程2 議案第21号

鎌倉市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定の申し出について

日程3 議案第22号

鎌倉市図書館協議会委員の任命について

日程4 協議事項

令和6年度(2024年度)鎌倉市一般会計補正予算(教育委員会所管部分)について

高橋教育長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより11月定例会を開会する。本日の会議録署名委員は下平委員に依頼する。本日の議事日程は手元に配付したとおりである。なお、日程の4、協議事項「令和6年度(2024年度)鎌倉市一般会計補正予算(教育委員会所管部分)について」は議会の議決を経るべきもののため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたい

と思うが異議ないか。

(異議なし)

## 高橋教育長

異議なしと認め、日程の4、協議事項については非公開とする。それでは日程に従い議事を進める。

## 1 報告事項

### (1) 教育長報告

## 高橋教育長

今日は1点、全体のビジョンの話をする。長尾委員が審議会委員として参加している本市の総合計画の検討も始まってきた。これは教育に限らず市全体の計画である。今日の議題にはしていないが、我々も教育大綱について教職員や教育委員会の職員と議論をしてきて、ぼんやりとその姿が見えてきている状況である。まずはこの総合計画においても、教育、子育てというところをしっかりと位置づけながら、教育大綱でもビジョンやコンセプトを決めていきたいと思う。教育大綱は、法律上作らなければならないものである。既にある教育大綱が5年間経ち、改めるのだが、法律上作らなければいけないから、5年経ったからという理由で消極的に変えるというよりは、今回は分かりやすく、そしてシンプルにまとめて、ビジョンとコンセプトを再確認していきたいと考えている。「炭火」というキーワードを使い、誰かに言われたから学ぶということではなく、自分の内なる火を燃やし続けられる、じわじわと燃え続けるような学びの姿を目指していくことをビジョンとしながら、「学習者中心」ということをコンセプトとして掲げていきたいと思っている。我々が施策の判断に迷ったり、日々の実践の中で選択を迫られるとき、この「炭火」や「学習者中心」というところに戻り、判断していきたい。これからの鎌倉市の教育、文化を考える上で、旗のようなものになると思っている。また、今回の教育大綱では、教育、文化、子ども、子育てに、投資をしていくことを明確にしたい。それによって、次年度予算やそれ以降の予算にも、また定数に対しても良い影響が与えられるようにしていきたいと思っている。今までは、様々なプランや計画がバラバラにあったが、この教育大綱を中心に据えて、構造的に整理していきたいと思う。そうすると、それに対する評価や点検も、より簡素に分かりやすくなっていくのではないかと思う。今日は「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」や、「全国学力・学習状況調査」の結果の報告がある。このデータをしっかり押さえながら、施策の実行状況を判断していきたいと思う。

話は変わるが、東アジア文化都市交流事業について、来年1月から12月を実施期間として始まる。中国、韓国、日本の3か国の文化関係都市の交流事業ということで、次年度の鎌倉市にとって非常に大事な事業になると思っている。教育委員会としても教育、文化という観点から貢献していきたい。中国はマカオ特別行政区と湖州市、韓国は安城市という都市が選ばれて、鎌倉市と交流していくことになる。具体的には10月から12月頃に開会イベントがあり、その辺りで集中的に文化、芸術関連事業を実施していく、子どもたちも含めて、日中韓の東アジア文化都市間での交流事業等を実施していく予定となっている。

教育委員や事務局職員の支援をお願いしたいと思う。

## 林委員

私は青少年問題協議会の委員をしているが、11月10日に第二小学校区にある青少年会館のリニューアルイベントに参加してきた。中高生の居場所作りということで内容を変えてリニューアルしたが、当日はイベントだったので、中高校生による音楽の演奏や、ダンス等が行われていた。中高生が主体となりイベントを運営しており、非常に上手なインタビューで色々な話を聞き出したり、とても楽しそうにしていた。私立の中高生が多く、公立の中高生が少なかったことが少し残念だったが、生き生きとした若者の姿を見ることができて良かった。

もう1点の報告だが、教育課題指定研究発表会があり、参加してきた。早稲田大学名誉教授の小林先生の講演が昨年度は2校であり、今年度は1校で開催され、合計3回聞くことができた。指導要領の話をからめながら、現場の教員に上手に話をしていた。子ども一人一人を見取る力が必要という話だと自分の中で理解した。最終的には教育長が先程話した、「学習者中心」に繋がる。見取るということができれば学級経営が上手くいき、授業も上手くいく。そこを教育指導課を中心に、教員に伝えてほしいと思った。教員がいっぱいいっぱいで見取りができていない現実があるので、そこをどうサポートしていくかが課題であると感じている。

## 高橋教育長

見取りについて、教員養成課程の授業になっているわけではないので、OJTでやらなければならないのかもしれないと思った。

また青少年会館について、本当に素晴らしい場所ができた。子どもたちの放課後の居場所については課題と感じている部分なので、教育委員会でも周知したいと思う。

## (2) 部長報告

(特になし)

## (3) 課長等報告

ア 令和5年度(2023年度)児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について

## 高橋教育長

次に課長等報告に移る。報告事項ア「令和5年度(2023年度)児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について」報告を願いたい。

## 教育指導課長

報告事項ア「令和5年度（2023年度）児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について」報告する。議案集1ページから7ページを参照願いたい。この調査は、10月31日に国の結果公表があった。鎌倉市における調査結果について、別紙のとおりまとめたので報告するものである。なお、本調査結果については、各校で教職員に説明し、共有してもらおうとともに、いじめ、不登校、暴力行為に対しては、未然防止、早期発見、学校全体でチームによる対応、保護者との連携、関係機関等との連携など、今後も引き続ききめ細かな対応をお願いしている。特に学校では、問題行動発生時にすぐに対応することや、全職員で児童、生徒を見守る体制を作ること、一人一人を大切にする取組をすることをお願いしている。また、早期解決においても、児童、生徒や保護者の気持ちに寄り添った対応が大切である。事象も多様化している中でだが、引き続きお願いしたいと思っている。

それでは、まず、暴力行為の状況についてである。議案集2ページ「暴力行為」を参照願いたい。令和5年度（2023年度）の暴力行為は、小学校165件で、前年より21件の減少、中学校39件で、前年より19件の増加だった。「2 暴力行為の内訳」は、対教師が小学校7件、中学校1件で、計8件。児童生徒間が小学校149件、中学校29件で、計178件。対人が小学校0件、中学校0件で、計0件。器物破損が小学校9件、中学校9件で、計18件となっている。暴力行為は、各学校で継続的な指導、支援、見守りを保護者、関係機関と連携しながら進めることが大切である。発生した事案への対応だけではなく、個に応じた支援体制の構築、事案を発生させない環境を作っていくことが大切であると考えている。

次に、いじめの状況について説明する。議案集3ページ「いじめ」を参照願いたい。「1 いじめを認知した学校数、認知件数」は、小学校16校、307件で令和4年度（2022年度）に比べて90件の減、中学校9校、97件で令和4年度（2022年度）に比べて33件の増だった。鎌倉市全体としては、認知件数404件で、令和4年度（2022年度）に比べて57件の減となった。日頃より、教職員、主に学級担任と子どもたちとの話しやすい信頼関係づくりを構築する中で、早期発見の取組と、小さいいじめも見逃さないという、いじめ認知の意識の向上から、目前でおきているいじめ認知にとどまらず、生活アンケートや教育相談等、様々な場面において、児童・生徒指導や支援を積み重ねてきているところであり、年々、学校全体での組織的ないじめ認知を支援している成果であると考えている。今後とも、積極的にいじめに対する認知、早期発見、未然防止の取組をお願いしたい。また、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数は、小・中学校で計4件となっている。令和6年（2024年）8月に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が改訂されたことを受け、いじめの重大事態の対応について見直しを行っているところだが、初期対応や組織的な対応等、鎌倉市のいじめ対策事業全体の見直しを行っていきたいと考えている。

議案集4ページ、「2 いじめの現在の状況」を参照願いたい。令和5年度（2023年度）に認知したいじめは、年度末の状況では、小学校で約86.6%、中学校では約94.8%が解消しており、解消した後も日常的に観察継続中となっている。解消に向けて取組中であるものは、小学校で約12.7%、中学校は約5.2%である。なお、これら継続した支援が必要なケースについては、令和5年度（2023年度）7月末の各校からの報告では、44件のうち、33件が解消となっている。なお、いじめの解消については、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件があり、いじめの対応については継続的な指導が必要になる。

次に、「3 いじめの態様」についてである。小・中学校とも「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、

いやなことを言われる」が最も多く、次いで、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」、「仲間はずれ、集団による無視をされる」が多い状況である。

議案集5ページ「4 いじめの発見のきっかけ」についてである。全体的に見ると、学校の教職員以外からの情報による発見が多い傾向になっており、内訳をみると小学校では「本人からの訴え」が最も多く、次に「学校の教職員等が発見した」が多くなっている。中学校では、「学校の教職員等が発見した」、「本人からの訴え」が全体のおよそ88%を占めている。児童、生徒一人一人とコミュニケーションをとり、日頃の困り感などを把握する中で、いじめの対応がなされていることが考えられる。いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものであり、未然防止と早期対応が重要である。各学校で、日常的な児童、生徒とのコミュニケーション、とくに気になった児童、生徒にはプッシュ型で面談を行うとともに、教職員が把握しにくいいじめについては、アンケートや教育相談などを通して、日頃から兆候を見逃さず、学校全体、全教職員で各事案について情報や指導方針を共有して対応していくことが大切である。学校での、いじめ防止対策委員会等を機動的に行っていくことが重要である。また、児童、生徒や保護者の気持ちを受け止め、その気持ちに寄り添った指導が大切と考えている。さらに、未然防止に向けた取組の中で「いじめは絶対にダメなんだ」ということの意識の醸成が大切である。今後も、道徳の授業をはじめ、様々な立場や考えの方々と接する体験的な機会を大切に、自他を尊重する心を育む教育を推進していく。

最後に、不登校の状況について説明する。議案集6ページ「不登校」を参照願いたい。「1 不登校児童生徒数」の推移は、病気や経済的な理由のものを除き年間30日以上欠席者の数である。令和5年度（2023年度）は、令和4年度（2022年度）と比較すると、小学校では19名増え161名、中学校では4名増え221名だった。令和元年度（2019年度）からの変化を見ると、一部の時期を除き、毎年増加傾向となっている。より一層の継続的な支援とともに不登校になりかけている児童、生徒への早期の支援が必要である。

「3 不登校児童生徒への指導結果状況」のとおり、各学校での個々の状況に合わせた丁寧な指導の結果、小学校では41.6%にあたる67名、中学校では23.5%にあたる52名が登校できるようになっており、学校での支援が一定の成果を上げている。現在、フリースペースの設置やICT等の活用も取り入れた個別の支援等、子どもたちの多様なニーズに対応することができるように環境を整えているところだが、引き続き不登校児童、生徒への支援を継続して進めていきたい。

議案集7ページの「4 不登校児童生徒について把握した事実」であるが、令和5年度（2023年度）調査から、それまで「不登校児童生徒の不登校の主たる要因」としていたものを「不登校児童生徒について把握した事実」とし、担任が本人や保護者、スクールカウンセラー等の専門家に確認しながら、実際に相談のあった内容を集計するものとなった。また、項目について要因の大半を占めていた「無気力・不安」が「学校生活に対してやる気がでない」、「不安・抑うつ」とより細分化した項目に変更された。鎌倉市の状況としては「学校生活に対してやる気が出ない」が116名、「不安・抑うつ」が61名となっている。また、「学業の不振」が54名、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が53名と多くなっている。児童、生徒の人間関係の形成に関わる指導、支援を大切にしていくとともに、学習者中心の学びや協働的な学びを充実することで学ぶ意欲を引き出しながら、これまで以上に楽しくわかりやすい授業を行うことで不登校の未然防止に努める必要があると考えている。

(質問・意見)

### 下平委員

報告について工夫してもらい感謝する。前回、私たちが発言した無気力と不安のことにに関して、具体的に聞き取りをしてもらい、分かりやすくなったと思う。

まずいじめの状況について、本人からの訴えの件数が非常に多いということは、教職員に話しやすい場ができてきているということで、これは素晴らしいと思う。ただ一方で、教職員に対する暴力行為は減って、仲間たちへの暴力行為が増えているということで、少し陰湿化しているというか、からかい等が多くなってしまっていて、逆に言えば教職員が見えにくい状況が起こっていると思う。先程見取りという話もあったが、ぜひ教職員にはしっかりと慎重に見てほしいと感じる。

自他を尊重する教育は本当に大事だと思う。まずは自分のことをよく知り、自分にも敬意を払い、そして人のこともよく知って、自分と人は違うということもしっかりと認識した上で尊重する気持ちが大事なので、その辺りを道徳教育の中でどこまで伝えられるか難しいと思うが、今後の教育の非常に大きな課題であると感じている。また、不登校の子どもたちの個々を尊重することは鎌倉市もすごく大事にしている一方で、繋がりを作ることをどう育てていくかは非常に大きな課題だと思っている。ぜひその辺りを教職員にも一緒に考えてもらいたいと思う。

### 教育指導課長

コロナ禍が終わり、学校は通常の行事等が再開された中で、子どもたち同士の関わりも増えた。やはりコロナ禍のときに関係を持てなかったことが、今になって歪みとして出ていると感じている。また、その期間に教職員になった人もおり、教職員の指導も進めていかなければならないと感じている。

### 長尾委員

質問だが、いじめを認知した学校数は全校ということだが、認知件数について多い学校と少ない学校が顕著に見えていた状況はあるか。

### 教育指導課長

認知件数に関しては、教育指導課から学校へ色々な場面を通して伝えている。先程の説明でも話したが、アンケート等、子どもたちがきちんと訴えられる場を作ることにについて、管理職、児童支援専任や生徒指導の教員に必ず伝えているので、どの学校からもきちんと件数が上がっていると思っている。その学年のカラーもあるので、件数が集中しているときがあるのも確かに事実だが、学校によって件数を報告しないという状況は今はない。

### 長尾委員

私の娘は中学2年生で、この間、自分がいなくて自分の悪口を言われたと話があった。娘はそれをいじめと捉えなかったが、それをいじめと受け取ってしまう場合もあると思う。娘には、なぜそんなことが起きたのか、どうすれば良いのかを考えてみようと言った。友達や教職員に悩みを話せる環境を作ること意識することや孤立しないにはどうすれば良いか等、どうしたら未然に防げるのかを掘り下げ

る必要があると感じる。先程、下平委員の話にもあったが、関係性の構築や、悩みの共有をできるようになっていくと良いと思った。

## 林委員

いじめのきっかけについて、保護者からの訴えがあまりないということは、担任や他の教職員に話せる環境が学校にできているからであり、保護者が出てこない状態の中で教職員が学年で相談したりして、対応していることが分かる。

学校や教育委員会は、そういう事案を保護者にどうやって伝えて改善しているか。学校と保護者との関係性はどうなっているか知りたい。

## 教育指導課長

先程他の委員からも話があったが、特に未然防止というところに力を入れており、子どもがいじめと感じなくても、こちらでそういった兆候があったり、そういう芽があるようなところは、できるだけ保護者に早く伝える工夫をしている。いじめが起きた際、クラスによって対応に違いがでないよう、現在は色々な大人が入る形をとって、できるだけ早い段階で気づいたものを報告するようにしている。また陰で大きくなってしまったものについても、できるだけ早く保護者に伝えるようにしている。小学校だと、以前は個人面談期間を待たなければならなかったところだが、現在は児童支援専任ができるだけ早く、平日の昼間等、保護者の都合の良い時間に来てもらい話をする時間を設けている。また中学校も同じように、生徒指導の担当がいるので、できるだけ保護者も一緒に考えてもらう機会を多く持つようにしている。

## 林委員

そういう取組も、いじめが減っていく1つの要因だと思った。また多くの教員が関わることによって、良い方向にいくと思う。そして現在、教科担任制や学年担任制により、担任には話せないけど大好きな教科の教員には話せる等、子どもたちも選択肢が増えた。教科担任制や学年担任制は本当に有効だと思う。

## 高橋教育長

各委員の指摘、本当にそのとおりでと思う。議論があったように、未然防止や早期対応は本当に大事なことだと思っている。今回このような数字での報告ではあるが、やはり1番は冒頭議論があったように、学習者中心の学びや日々の授業の実践が個別最適で協働的な学びができるということが根幹の部分だと思っている。そこを高めていくのが何よりの対処方法で、ここに件数が上がってきてから対応するというのではモグラ叩き状態になってしまうので、まずは根っこの部分をしっかり見る必要がある。

また、現在は幅広く認知することを徹底している状況なので、幅広く捉えて、そしてこの数字というよりは、個々のケース、個々の子どもたちをベースにしながらどういった解決策があるかを悩みながら対応していく必要がある。

以前より各委員から指摘があった、不登校の児童生徒数の要因である無気力・不安定の部分については、学習者中心の視点というか子どもたちからどういう訴えが教員等にあったかで整理している。それでも、例えば学校生活に対してやる気が出ない等の数字は多くなっているが、それが一体どういう悩みなのかを更に突き詰めて考えていかなければならないし、色々な要因が複合的に絡み合っただけの子ど

もたちの不登校という状況に繋がっているところも見つめなければならないと思っている。学びの多様化学校やフリースペース等の施策も始めていくので、今回の調査結果はそこにも資産のあるデータだと思っている。

(報告事項アは了承された)

## イ 令和6年度(2024年度)全国学力・学習状況調査の結果について

### 高橋教育長

次に報告事項イ「令和6年度(2024年度)全国学力・学習状況調査の結果について」報告を願いたい。

### 教育指導課長

報告事項イ、「令和6年度(2024年度)全国学力・学習状況調査の結果について」報告する。令和6年(2024年)4月に実施された、令和6年度(2024年度)全国学力・学習状況調査の本市の結果がまとまったので報告するものである。別紙資料「令和6年度(2024年度)全国学力・学習状況調査の結果について」を参照願いたい。前半が学力調査の結果概要、後半は児童生徒質問紙の結果を分析したものである。

まず、本市の学力調査についてである。1ページ「教科別のレーダーチャート①」は、全国平均点を100%とした場合のチャートとなっているが、鎌倉市は小学校の国語が99.0とわずかに低いことを除いては、全国平均や神奈川県平均を大きく上回る結果となっている。

中学校の結果について、2ページ「得点分布からの分析(中学)」を見ると、高得点者の割合が高く、低得点者の割合が低いことで全体の平均点が高いことが分かり、学力が定着していることが伺える。3ページから4ページの中学校国語と数学のレーダーチャートを見ると、国語の言語文化に関する事項を除き、ほぼ全領域で全国平均を上回り、たいへん良好であったと言える。

小学校の国語については、5ページのように無回答が多いことが平均点がわずかに低いことの一因であると推測されるが、6ページ「標準化得点の推移」を見ると、ここ数年で上昇傾向にあることが分かる。鎌倉市では「対話的な学び」を教育指導の重点の1つとして改善に取り組んでいるところであり、今後も様々な言語活動を各教科で行い、自分の思いや考えを伝えることや、そのための語彙や表現の指導を大切にしていく必要がある。

ここからは児童生徒質問紙の回答状況をもとに、学校の授業や家庭での学習状況についての分析を報告する。鎌倉市が進める「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に関わるものとして、7ページ「自分の考えを発表する機会での工夫」、8ページ「総合的な学習の時間で自ら課題設定を行っての取組」についての質問に「当てはまる」と回答した児童生徒の割合が高く、授業改善が進んできていることが伺える。13ページ「授業におけるICT活用の状況」では、中学校での活用頻度の高さが顕著であり、ICTによって授業環境が大きく変わってきていることが分かる。しかし、15ページ「先生や学校にいる大人に困りごとや不安をいつでも相談できる子ども」、「学校に行くのは楽しいと答える子ども」の割合が低く、教員の子どもと向き合う時間の確保や支援について課題があると言える。

家庭の状況としては、9ページ「家庭での学習習慣の確立」から、学習する機会が保障され、習慣化できている家庭の割合が高いことが分かる。18ページ「本と触れられる環境の充実」でも、本の保有冊数が多い家庭の割合が高く、家庭での学習環境に恵まれた児童生徒が多いことが推測される。12ページ「勉強が『好き』と答える子ども」の割合の高さも、こうした家庭環境に支えられ、学校での授業や学習環境の改善との相乗効果によるものと考えられるが、「当てはまらない」の割合が高いことは、さらなる授業改善が必要であるとも言える。

また、10ページから11ページ「自分にはよいところがある」と思う子どもについて、「当てはまる」と回答した児童生徒の割合が高く、経年変化でも高くなってきており、自分の良さを周囲から認められたり、自分に自信を持てるような経験をしたりすることが、学校や家庭で増えつつあるのではないかと推測される。授業での対話や友達との学び合いの機会を、これからも大切にしていく。一方で、14ページ「いじめはどんな理由があってもいけないと答える子ども」の割合が少ないことについては、人権や思いやりについての指導をさらに丁寧に行っていく必要があると言える。今後も道德の授業をはじめ、インクルーシブ教育、福祉教育、様々な立場や考えの方々と接する体験的な機会を大切に、自分も友達も大切にしようとする心を育めるよう取り組んでいく。

今回の調査から、学校や家庭での取組が良い結果に表れつつあることが分かった一方で、いくつかの課題も見えてきた。各学校において、調査結果を学校全体で有効に活用し、教職員全体で自校の強みや課題、児童生徒につけたい力などを共有する取組や具体的な教育活動の改善につなげ、今後に活かしてもらおうよう依頼したところである。

(質問・意見)

### 高橋教育長

見てもらうと分かるように、非常に可視化してもらった。前回までは文章での公表だったが、すごく分かりやすくなり、良いところ、悪いところ、課題であるところも含めてこのような整理にした。

### 下平委員

非常に見やすく、分かりやすくまとめてもらい感謝する。発表の中にもあったが、主体的で対話的な学びの授業改善が進んでいるということがこの結果によって分かったということは、教職員の今後に向けた自信にもなると思うので、ぜひ教職員にも伝えてもらいたい。今後も皆で協力し合って進めてほしいと思う。鎌倉市のレーダーチャートの位置を見ると、中学になって明らかに国語も数学も伸びているということが分かり、現在検討中の教育大綱では「炭火」というキーワードを使っているが、まさしく小学生のときについた火が、じわじわと燃え広がっているのが非常に素晴らしいと思う。自らの努力もあるし、教職員の支援もあって小学生のときに身につけた基本的なものが、中学生になり、花開いて広がっていくというのは素晴らしいことだと思う。今後もこのような広がりを大切にしてほしい。

### 林委員

非常に見やすく分かった。良い結果で良かったと思う一方、先程、不登校の原因の1番は学業不振という報告があった。こういう結果に出ない子どもたちをどうしていくかということが、今後の

課題であると思う。どうしても良くできる子どもを注目しがちだが、その陰にいる子どもにも目を向ける必要がある。その部分について教職員が考えられる研究や研修があると良いと思う。

### 教育指導課長

教育指導課としても、そこは注意をしている。先程の学業不振と繋がる部分もあると思うが、今回記載している無回答率についての結果の傾向を見ると、自分の考えを書けない、きちんとしたものを書かなければならないという思いが強い子どもが多いのではないかと現在学校訪問を行っている中で感じたところである。子どもによって苦手な部分があるのは良いが、やはり自分の考えを堂々と書けるというところはもっと注意をしていかなければならないと思っている。学業不振だから不登校になるということに繋がっていかない、個に応じた指導が必要だと思っているので、その辺りの研修も深めていきたい。

### 朝比奈委員

14 ページの「いじめはどんな理由があってもいけないと答える子ども」について、明らかにいけないと分かっているはずなのに、どちらかという当てはまるという答えが多い。ダメなものはダメと答えれば良いのに曖昧な回答があるということは、鎌倉の子どもたちの意思の弱さの表れなのではないかと感じた。

### 教育指導課長

子どもたちに実際に話を聞くと、本当に深くこの問題について捉えて回答しているということが伺える。悪いということはきちんと分かっているが、「どんな理由があっても」というところの子どもたちの捉え方が区々である。とにかくいじめはいけないとすることは今後も引き続き指導していく。またこの回答だけを見ていくのではなく、一人一人のいじめに対する考え方をきちんと個別に見ていく必要があるということ、教育指導課からも各教員に伝えていきたいと思っている。

### 長尾委員

9 ページの「家庭での学習習慣の確立」について、小学生で4時間以上勉強している子どもが20%もいることに驚いた。先程の報告で、小学生の不登校の原因として学業不振が多かったが、家庭学習の時間が多いことが今回の結果が良い1つの理由であると思った。また13ページの「授業におけるICT活用の状況（子ども視点）」について、中学生の活用は非常に高いが、小学生は低いことについてどういうふう捉えているか聞きたい。活用とは共有するレベルなのか、保存するレベルなのか等、どのような活用の仕方なのか。以前学校訪問をした際、低学年の子どもはICTの活用が非常に難しいのではないかと感じたことがある。

また、教職員と保護者と地域の方々等が子どもにどう向き合うべきなのかを考える機会があっても良いのではないかと考えた。子どもを中心に据えて、子どもを取り巻く今の課題とともに、いじめや不登校や学業不振を踏まえて大人は何ができるのかを考えるプログラムができると面白いのではないと思う。

## 教育指導課長

小学生の ICT 活用が低いことへの捉えについて、これは毎年低いという結果が出ており大変課題だと思っている。ただ活用ありきが目的ではなく、まずは学習の質を上げていくということが前提にくると思っている。現在教育指導課としても、学習の質を上げる中でどういうふうに ICT を活用していけば良いかということを考えており、子どもたちが有効な活用ができているかを見に行く機会を沢山設けて把握していきたいと思っている。

また2点目の話については、学校だけで学びを完結するのではなく、地域や保護者とともに進めていかなければならないとどの学校も考えている。現在コミュニティスクールを立ち上げているが、例えば学校目標やランドデザインを一緒に考える等を行おうとしているところである。今後もそういった機会でも、どういう学びが必要かを考えていきたいと思う。またどういう場を持てるのかも含めて地域や保護者に聞いて、地域全体で子どもの学びを支えるような、そういった体制になるよう教育指導課としてもバックアップしていきたいと思っている。

## 教育文化財部次長

先程話があった、家庭との関係性の重要性や価値観の共有という点では、やはり学校は家庭とコミュニケーションをしっかりとっていくことが大切だと思う。学校もホームページ等で保護者に向けて活動を知らせている。昨日全校のホームページを見たが、更新している学校が非常に多かった。そういうところで理解してもらったり、また年間通じて学校評価というものがあるので、保護者からの質問に学校が答えいき、理解していってもらって価値観を共有していければ良いと思っている。

## 高橋教育長

まずこの全国学力・学習状況調査は全国の小学校6年生と中学校3年生が全員受ける調査である。これが今後はCBT、コンピュータベースのテストになるということで、そういったところから考えてもICTの活用は課題だと思っている。また、この結果が全てを表したものではありません、子どもたちのある側面を切り取ったものなので、我々はもっと立体的に子どもたちや学校の姿を見取っていかなければいけないというところは前提の上で、話にあったとおり学力に関しては、いわゆる認知的な学力、それも国語、算数・数学という基盤になる教科の2つのポイントは非常に高いものがあった。

また各委員から話があったが、学習習慣が身に付いていたり、自己肯定感やWell-beingを感じられていたり、教職員のおかげで鎌倉の子どもたちが良く育っている部分も非常に多いという結果だった。一方で長尾委員から話があった小学校でのICTの活用や、いじめについて、どのようにこの数字を捉えて指導に生かしていくかという観点で考えていかなければならないと思う。

ICTの活用状況については教育指導課長が話したとおりだと思っている。先日、深沢中学校の教育指定課題研究発表会に参加したが、1年目はICTを使ってみようというところからスタートして、だんだん深まって、3年目では、授業自体を学習者中心に変えてみるというチャレンジをしていた。主体的・対話的で深い学びであったり、個別最適で協働的な学びというところをいかに実現していくか、それは子どもたち一人一人の学びを掴み取っていくという姿になるのであれば、ICTも使っていくということにはなると思っている。そういった授業の質を上げるところの本質の部分をしっかり行う中で、ICTも便利な文房具として使っていくという考え方だと思っている。

また、子どもが小学校に入る時点で、もう遊びの道具として使ってしまった、これが結構ネックだと思っている。学校の iPad は例えば YouTube は見られないし、ゲームもできない。教具として存在しているものである。小さい頃から iPad は与えられていて、でも与えられたのに使っているとお母さんに怒られ、子どもはもうどうしたら良いのか分からない状況で入ってくるというのが構造的に辛い部分があると思う。幼児期では iPad は使わずに小学校から学びの道具として入ってきてもらった方が、これからの社会を生きていく上では良いし、小学生でも使いながら学んでいくというのは必須なものだと思っている。もちろん低学年の活用は課題もあるが、今回の調査は小学校 6 年生の調査であり、鎌倉の GIGA スクール構想の環境は大変素晴らしいものがあるので、遺憾なく活用していける状況を小学校においても作っていきたいと思う。ただそれが目的になるのではなく、あくまで手段で、学びそのものを学習者が掴み取っていくような授業作り、教育活動作りを目指したいという思いである。

また朝比奈委員から話があったいじめの捉え方に関して、本当に鎌倉らしい部分が出ていると思う。どんな理由があってもいけないということはどう読み取るかであって、もちろんいじめは絶対にあってはならないことは理解しているとは思いますが、具体的なケースを想定したときにこれがいじめと捉えられるだろうか、これは本当にいじめと定義づけられるような行為なのか、これは正解がない部分である。相手の立場になって考えて、これがいじめになるのではないかと考えられることが大事だと思うので、これからも結果の数字は参考にしながら、これを 100%にするのが我々の仕事という話ではないので、本質的な指導に還元していきたいと思っている。またこれは鎌倉市の地域全体のデータで、これが学校ごと、子どもごととも出てくる。今日は特徴的だった部分を紹介した。

(報告事項イは了承された)

## ウ 「令和 2 年 (ワ) 第 4670 号 鎌倉生涯学習センター耐震診断業務委託に係る損害賠償請求事件」判決への対応について

### 高橋教育長

次に報告事項ウ『令和 2 年 (ワ) 第 4670 号 鎌倉生涯学習センター耐震診断業務委託に係る損害賠償請求事件』判決への対応について」報告を願いたい。

### 生涯学習課長

報告事項ウ『令和 2 年 (ワ) 第 4670 号 鎌倉生涯学習センター耐震診断業務委託に係る損害賠償請求事件』判決への対応について」報告する。議案集の 9 ページから 10 ページを参照願いたい。

本件は、令和 2 年 (2020 年) 11 月 24 日付けで本市が横浜地方裁判所に提訴したもので、この事件については、19 回にわたる裁判期日が令和 6 年 (2024 年) 8 月 2 日に終結し、令和 6 年 (2024 年) 11 月 1 日に判決の言い渡しがあった。

原告は鎌倉市で、被告は鎌倉生涯学習センターの構造計算を行った鎌倉市外に在住の個人である。本訴訟は、平成 21 年度 (2009 年度) に実施した被告への耐震診断業務委託において、構造耐震指標 (以後「Is値」) が 0.53 との結果を得たが、平成 30 年度 (2018 年度) に実施した耐震改修工事に向けた耐震

診断の結果は、地震等で建物が倒壊するレベルのIs値 0.3 未満である 0.294 であったことから、被告の算出行為が不法行為に該当し、これにより平成 21 年度（2009 年度）耐震業務委託契約額相当額の損害を被ったものとして、407 万 4,000 円及び遅延損害金の支払いを被告に求めたものである。

判決の主文については、判決書主文に記載の次のとおりである。「1 原告の請求を棄却する」、「2 訴訟費用は原告の負担とする」。控訴しない理由として、本市としては、平成 21 年度（2009 年度）の耐震診断業務委託におけるIs値の算出が不法行為に該当するものと主張してきたが、裁判所は、平成 21 年度（2009 年度）契約に係る結果報告がされた当時、本件建物について、正しいIs値が 0.3 を下回ったとは認められず、被告がIs値の算出を誤り原告の権利利益を侵害する違法行為を行ったとはいえないと判断し、本市の請求を棄却した。市としては、横浜地方裁判所での審理において既に十分な主張立証活動を尽くしており、また、建築の専門家である調停委員の関与の下、十分な審理が尽くされていることから、横浜地方裁判所の判決を受け入れ、控訴を行わないこととしたものである。横浜地方裁判所から送達され、判決書を市が受領したのが令和 6 年（2024 年）11 月 5 日で、控訴期限が令和 6 年（2024 年）11 月 19 日であることから、同日の経過をもって判決が確定となる。

本日記者発表を予定している。また、本件は市議会 12 月定例会教育福祉常任委員会で報告を予定している。

（質問・意見）

#### 朝比奈委員

初めに委託を行った際の結果は Is 値が 0.53 で基準は満たしていた。しかしそれが間違いだったということか。

#### 生涯学習課長

平成 21 年（2009 年）に被告が行った耐震診断は、Is 値が 0.53 という結果が出た。倒壊する危険は Is 値が 0.3 未満という基準があり、それを上回っていることから、市で耐震改修工事を行う候補が複数あるが、優先順位としては下がりすぐには工事を行わなかった。そして平成 30 年（2018 年）に耐震改修工事を行う際に、平成 29 年（2017 年）に改定された国の基準にも適合するかどうかを確認するために改めて耐震診断を行ったところ、Is 値が 0.294 という数字が出て、我々も驚き、平成 21 年（2009 年）の耐震診断は間違っているのではないかということで提訴した。争点は、原告である我々が平成 30 年（2018 年）に診断した Is 値を計算する際の設定と平成 21 年（2009 年）に被告が Is 値を計算する際にした設定、その違いについてだった。非常に専門的で細かいことである。それについて平成 21 年（2009 年）に被告が行った設定が誤りではないという判断になったものである。

#### 高橋教育長

非常に専門的な調査等、長い期間の審議があった。専門性の高いものなので色々な専門家に入ってもらい、主張の限りを尽くした結果このような結論になった。したがって我々としては裁判所の判例を尊重して、控訴しないということで考えている。

### 生涯学習課長

補足だが、平成 30 年（2018 年）に耐震診断をした結果、Is 値が 0.294 という数字が出て我々も驚いて、休館までして耐震改修工事を行ったが、Is 値が 0.294 を踏まえた耐震改修工事を実施しているので、現在の Is 値は 0.753 となった。倒壊の可能性が低い Is 値 0.6 を上回っている。これは市のホームページでも公表しているが、今はそういう状況である。

### 下平委員

確認だが、平成 21 年（2009 年）の調査と平成 30 年（2018 年）の調査は調査した人が違うのか。先程個人を相手にと話していたが、人は違うということか。

### 生涯学習課長

そのとおりである。委託先は同じだが、委託先が下請けを出して構造計算を行った。下請け先は違う。

### 教育文化財部長

今生涯学習課長が話したとおりだが、委託先は同じであり、委託先を訴えることはできなかったのも、その下にいる建築士個人を訴えることになった。Is 値 0.294 と Is 値 0.53 はあまりにも乖離があるので、ここに関しては追求していかなければいけないという判断を当時したが、委託先が同じであると、こちらでも主張をしにくいところがあり、下請け先である個人しか訴えられなかったというのが現状である。我々としてもこの乖離についてどうしても疑義があったので訴訟をしたが、今回控訴しなかったのは、調停委員として構造計算ができる建築士に間に入って審議をしてもらい、そこで我々の主張は全て出し尽くしたがこういう結論になったためである。仮に控訴したとしても、新たにこちらが主張するものがない中で、新たに控訴審で新しい調停委員が任命されることはほとんどありえないという状況であり、苦渋の結論だが控訴しないという判断をした。

### 長尾委員

こういった業務委託を行う際のプロポーザルや随意契約等について、今後はぜひ今回のこのケースを踏まえて同じようなことが起きないように対応をするのが良いと思う。

### 教育文化財部長

委託先について、今回は建築という分野が非常に限定されるものであり、我々も建築部門の職員がいる公的不動産活用課と連携を取りながら行っていた。そこについては今後も努めていきたいと考えている。

## エ 行事予定

(令和6年(2024年)11月20日～令和6年(2024年)12月31日)

### 高橋教育長

次に報告事項のエ「行事予定」について、記載の行事予定で特に伝えたい行事等があれば報告をお願いする。

(教育文化財部)

### 中央図書館長

3点報告する。1点目は議案集15ページ、行事予定表(5)の45番「ファンタスティック☆ライブラリー・113」についてである。これは年に1回、図書館と協働する市民団体が一緒に発表、講演、展示等を行っているもので、今年も12月1日と2日の2日間に渡って実施する予定である。12月2日の月曜日は休館日だが、休館日にあえて実施するもので、図書館は静かにしなければいけない場所というような認識があるが、子どもたちが声を出しても良いという試みで実施するものである。図書館とともに、かまくら女性史の会や鎌倉の別荘地時代研究会、図書館とともだち・鎌倉等で工夫を凝らして行う。子どもと一緒に楽しめる行事としては、鎌倉女子大学の生徒の協力を得て、手話付きお話し会やかるた部のかるた飛ばし大会、NPO法人の協力で英語の絵本のお話し合い会等を実施する予定である。去年は2日目が雪の日に当たり本当に寒い中開催したという状況だったが、今年は無事に開催できることを祈っている。

2点目は行事予定表の47番「大船図書館石綿除去等工事」についてである。大船図書館の児童書の置いてある部分の天井裏の工事で、図書館の一部をふさいで工事が始まる場所である。12月末までの予定であり、図書館のトイレと児童書のコーナーが使えない状況である。全く利用できなくなるとサービスの低下にも繋がるため、児童向けの本は配架場所を変えるなどの対応も行い、また事前にホームページや館内の掲示でしばらく使えなくなることを案内している状況である。

3点目についてだが、これは主催事業ではないので行事予定表には載せていないが、日本財団が実施する「海ノ民話のまちプロジェクト」についてである。鎌倉市と鎌倉市教育委員会が後援を行っており、小学3年生から中学3年生の子どもを対象にアニメーションの上映会を中央図書館で行う。日本各地の海にまつわる民話等を5分ぐらいのアニメーションにする取組をこの団体がしており、新田義貞が鎌倉を攻め落とすときに稲村ヶ崎で刀を投じたという5分程のアニメとなる。これを市長部局でも今後活用していくということは聞いているが、中央図書館に子ども向けの上映会ができないかと依頼があり、実施することになった。

(質問・意見)

### 下平委員

沢山のイベントを企画いただき感謝する。先程の令和6年度(2024年度)全国学力・学習状況調査で、家庭に本がある子どもが非常に多いという結果があったので、読む本がなくて図書館に来るという率は

少ないのかもしれない。しかし今後、こういう色々なイベント等で本と触れ合う機会と、それとともに色々な人と繋がる機会の提供という意味でも、図書館は非常に大切な役割になると思う。

質問だが「海ノ民話のまちプロジェクト」は小学3年生から中学3年生が対象と話があったが、それ以外の人は入れないのか。また「ファンタスティック☆ライブラリー・113」は参加は無料となっているが、誰でも参加できるのか。

### 中央図書館長

「海ノ民話のまちプロジェクト」はスペースの関係もあり先着30名ということで、申込制で子どもを中心に開催する予定である。関係者の立会いは可能だと思うので、また相談をもらえれば検討する。

また、「ファンタスティック☆ライブラリー・113」については、自由参加となっている。講演会は当日の先着順で申込の負担をなくしている。また、大船軒から譲り受けた資料を並べたり等の様々な工夫をして、図書館を知ってもらおうという展示も行っている。

### 長尾委員

普段、図書館になかなか足を運び入れない家族や子どもが見に行きやすいプログラムだと思う。LINE等で広報はしていると思うが、保育園や幼稚園にもぜひこのチラシを配ってほしい。距離的に中央図書館に足を運べない方々にも知ってほしいと思うので、よろしく願います。

また、行事予定表(1)の1番「かまくら ULTLA リサーチラボ」について、これは誰が対象でどの様な行事か。

### 多様な学びの場づくり担当課長

「かまくら ULTLA リサーチラボ」は昨年度と今年度の2年間限定で行っているもので、鎌倉市の教職員及び鎌倉市で子どもたちの支援や指導に関わっている方を対象としている。かまくら ULTLA プログラムで行ってきたことを、学校現場や地域の子どもの学びに関わる方々に広めていくことを目的としている。かまくら ULTLA プログラムのプログラム作りのノウハウを学ぶセッションや、実際にその学びを体験するようなセッション、地域の方々も含めて学校の地域の財を使いながら、どういう形でかまくら ULTLA プログラムと同じようなプログラム作りができるかということを実際に考えるワークショップ等を行っている。実際に昨年度は約30名の参加があったが、そのうち約20名は教職員で、約10名は地域のフリースクールや地域の子どものためにワークショップを催しているような方に来てもらい、地域の方と教職員と一緒に色々なことを議論するととても良い場になった。昨年度参加してくれた地域の方が今年もかまくら ULTLA プログラムのプログラム作りに少し参加をして、当日も手伝ってもらった。これから由比ガ浜中学校で新教科「ULTLA」を行っていくときにそういった地域の方のネットワークが非常に有効になってくるが、そういったネットワーク作りにも寄与していると思う。

(行事予定報告はそれぞれ了承された)

## 2 議案第 21 号 鎌倉市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定の申し出について

### 高橋教育長

次に日程の 2、議案第 21 号に入る。「鎌倉市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定の申し出について」議案の説明を願いたい。

### 教育文化財部次長兼教育総務課担当課長

議案第 21 号「鎌倉市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定の申し出について」提案の理由を説明する。議案集の 16 ページから 19 ページを参照願いたい。

令和 7 年（2025 年）4 月開校予定の学びの多様化学校は、名称を由比ガ浜中学校とし、御成中学校の分校として設置しようとするものである。鎌倉市立小学校及び中学校の設置に関する条例中、分校の規定を追加するとともに、由比ガ浜中学校に係る必要な事項を規定する。

条例の内容について説明する。第 3 条及び別表第 3 を新設し、第 3 条には、分校を設置する場合に、分校を置く中学校の名称、当該分校の名称及び位置を別表第 3 に掲げる旨を、別表第 3 には、御成中学校に分校を置くこと、当該分校の名称を由比ガ浜中学校とすること及び当該分校の設置位置をそれぞれ規定する。この条例の施行期日は、令和 7 年（2025 年）4 月 1 日からとする。

（質問・意見）

特になし

（採決の結果、議案第 21 号は原案どおり可決された）

## 3 議案第 22 号 鎌倉市図書館協議会委員の任命について

### 高橋教育長

次に日程の 3、議案第 22 号に入る。「鎌倉市図書館協議会委員の任命について」議案の説明を願いたい。

### 中央図書館長

議案第 22 号「鎌倉市図書館協議会委員の任命について」提案理由を説明する。議案集 20 ページから 21 ページを参照願いたい。

鎌倉市図書館協議会は、図書館法及び鎌倉市図書館協議会設置条例に基づき設置され、委員の定数は 5 名、任期は 2 年となっており、この度、現委員の任期が令和 6 年（2024 年）12 月 15 日をもって満了となることから、新たに 5 名の方々を委員に任命しようとするものである。

図書館協議会の位置づけは、図書館法第 14 条で「公立図書館内に図書館協議会をおくことができる」とされ、あわせてその役割は「図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書

館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする」と規定されている。また、協議会の委員は「当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する」ことになっている。鎌倉市では、この規定に基づき、鎌倉市図書館協議会設置条例を制定し、協議会の運営を行っている。5名からなる協議会の委員は、鎌倉市図書館協議会設置条例第2条第2項の規定により、「学校教育及び社会教育の関係者」、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」、「学識経験を有する者」並びに「市民」のうちから教育委員会が任命することとしている。

委員は、市民については10月上旬から中旬にかけて公募を行い、選考委員会の審査を経て決定した。また、学校教育及び社会教育の関係者、学識経験者については、関係団体からの推薦によるもの、家庭教育の向上に資する活動を行う者については、市内で日頃から外国人と日本人の家庭をつなぎ、共に支えあう市民活動を実践され、また、積極的な図書館の利用を勧める活動を行っている特定非営利活動法人の代表者を選定した。なお、次期委員の任期については、令和6年(2024年)12月16日から令和8年(2026年)12月15日までの2年間となる。

(質問・意見)

特になし

(採決の結果、議案第22号は原案どおり可決された)

#### 高橋教育長

それでは日程の4、協議事項「令和6年度(2024年度)鎌倉市一般会計補正予算(教育委員会所管部分)について」は非公開になるので、傍聴者及び関係職員以外の職員は退席願いたい。

---

非公開

---

#### 4 協議事項 令和6年度(2024年度)鎌倉市一般会計補正予算(教育委員会所管部分)について

---

#### 高橋教育長

以上で、本日の日程は全て終了した。これをもって11月定例会を閉会する。